

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

高知県選挙管理委員会告示

ページ

○衆議院比例代表選出議員選挙における投票所内の投票を記載する場所への名簿届出政党等の名称等の掲示及び投票所内のその他の適当な箇所への名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を決定するためのくじ並びに期日前投票所等内の適当な箇所への名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を決定するためのくじを行う日時及び場所の定めの中の日時の変更

(12・4 掲示) 1

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第96号

平成24年12月高知県選挙管理委員会告示第88号で告示した、平成24年12月16日に行う衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による投票所内の投票を記載する場所への名簿届出政党等の名称等の掲示及び投票所内のその他の適当な箇所への名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を決定するためのくじ並びに同条第5項の規定による期日前投票所又は市町村の選挙管理委員会の委員長を不在者投票管理者とする不在者投票を記載する場所内の適当な箇所への名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を決定するためのくじを行う日時及び場所の定めについて、そのうち当該日時を次のとおり変更した。

平成24年12月4日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

- 変更前の日時
平成24年12月4日 午後7時
- 変更後の日時
平成24年12月4日 午後11時57分